



相続税土地評価

不動産鑑定士フジミヤの まるっと相続塾

フジ総合グループ
(フジ相続税理士法人/フジ総合鑑定)代表 | 藤宮 浩 不動産鑑定士

[第104回]

複数の道路が交わる角にある土地 現地調査で相続税減額の可能性も

「角地」といいます。また、正面と裏面で道路に接する土地は「二方路」、三つの道路に接する土地は「三方路」と呼ばれます。角地、二方路、三方路は、一方路に比べ通風や日照、出入りの便などにより居住の快適性が高いことから、不動産売買などでより高く取引される傾向にあります。相続税の土地評価においても、この角地のメリットを「側方路線影響加算」という形で評価額に反映します。

相続税土地評価では、その土地が接する道路の判定を見誤り、本来、一方路なのに角地として評価されたりするケースもあります。道路の影響を的確に判断することで土地の評価額が下がり、相続税を安くすることができます。

判断基準は接道角度 120度以下が一般的

一口に角地といってもそのものとさまざまですが、相続税評価上、何度かで一度までのものを角地とかについて、実ははつきり

とした規定がありません。こうした場合に、実務上、判断基準としてよく用いられるのが「建ぺい率の角地緩和」の要件です。

角度要件の一つとして「それぞの道路のなす角度が120度以下」を掲げて用いることがあります。

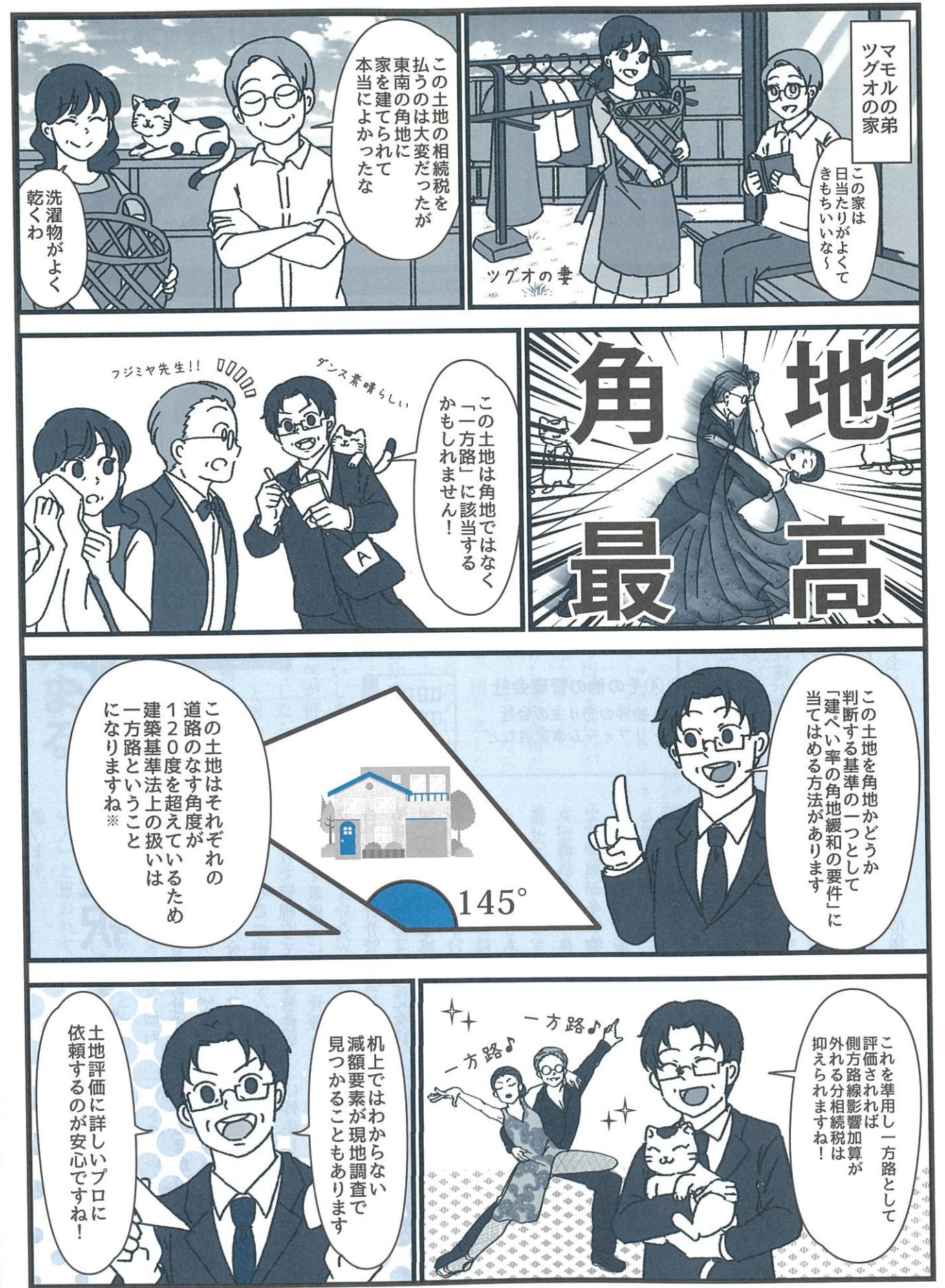


Profile



相続を専門とするフジ総合グループの代表。相続税土地評価のプロとして、創立後28年間で6700件もの相続関連業務に携わってきた経験を基に解説する。

父親から土地を40力所以上相続した50代の男性。土地はたくさん持っているが現金はありませんが、相続税を納めるのが大変だった。



※具体的な要件は自治体によって異なります。